

【コンプライアンス確立の取組・1月】

飲酒に関する注意啓発について

飲酒を伴う場のハラスメント防止について

先般、飲酒に伴うハラスメントの防止についての内容を含む通知がありました。

飲酒の機会では複合的にハラスメントが起きやすい環境となるため、管理職・一般職員を問わず注意しましょう。

- ・ 飲酒を強要していないか。
- ・ 飲めない人へ配慮をしているか。
- ・ 酔ったうえで迷惑行為を行っていないか。
- ・ ついつい飲み過ぎていないか。

自分は大丈夫、とっていていても飲み過ぎてしまい失言をするといったケースもあり得ます。

懇親会等の際は、節度を守って楽しく過ごしましょう。

飲酒運転の防止について

道では、北海道飲酒運転根絶に関する条例を制定し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」等を含む飲酒運転根絶道民宣言へ取り組んでいます。

しかし、率先して取り組むべき立場である教職員の飲酒運転が今年度も発生しています。

今一度、飲酒運転根絶への趣旨を理解し、徹底していきましょう。

- ・ 飲酒の場には車で行かない・行かせない。
- ・ やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転を利用する。
- ・ 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、お酒を飲ませない。
- ・ 飲酒運転の車両には同乗しない。
- ・ 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報する。